

公 告 第 9 号
令和7年12月10日

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官 青柳 肇

訂 正 公 告

令和7年9月30日、公告第7号により公表した内容の一部を、別紙のとおり訂正する。

注：入札書に記入する公告番号は、この訂正公告の番号によらず、**公告第7号（令和7年9月30日）**とする。

添付書類：別紙

民間船舶の運航・管理事業（貨物船等） 公告、入札説明書及び入札説明書添付書類の訂正表

別紙

No	書類名	ページ	行	項目名	訂正前	訂正後
1	公告	1	13	2 入札及び開札日時	(1) 入札日時 令和7年12月15日(月)14時30分 (2) 開札日時 令和8年1月30日(金)14時30分	(1) 入札日時 令和7年12月24日(水)10時00分 (2) 開札日時 令和8年2月9日(月)14時30分
2	公告	1	18	3 入札及び開札場所	防衛装備庁調達事業部需品調達官事務室（電子入札のみの場合） ただし、紙入札方式を併用する場合は、 <u>防衛装備庁第3入札室（D棟4階）</u> にて行う。	防衛装備庁調達事業部需品調達官事務室（電子入札のみの場合） ただし、紙入札方式を併用する場合は、 <u>入札については防衛装備庁第1入札室（D棟4階）、開札については防衛装備庁第3入札室（D棟4階）</u> にて行う。
3	公告	2	25	13 (1) 防衛装備品等 調達システムの利用	本件入札は、防衛装備品等調達システムを利用する案件である。同システムによる電子入札の場合、入札書の受領期間は令和7年12月8日(月)9時30分から令和7年12月12日(金)18時00分までとする。ただし、行政機関の休日を除く。 なお、システムの障害により、入札取り止めを含め、本公告内容を変更する可能性がある。また、防衛装備品等調達システムにより難い者は紙入札方式によるものとし、この場合には、 <u>令和7年12月12日(金)17時00分までに防衛装備庁調達事業部需品調達官付PFI班へ「紙入札方式参加届」を提出すること。</u>	本件入札は、防衛装備品等調達システムを利用する案件である。同システムによる電子入札の場合、入札書の受領期間は令和7年12月8日(月)9時30分から令和7年12月23日(火)18時00分までとする。ただし、行政機関の休日を除く。 なお、システムの障害により、入札取り止めを含め、本公告内容を変更する可能性がある。また、防衛装備品等調達システムにより難い者は紙入札方式によるものとし、この場合には、 <u>令和7年12月23日(火)17時00分までに防衛装備庁調達事業部需品調達官付PFI班へ「紙入札方式参加届」を提出すること。</u>
4	公告	5	6	別紙 2 (3) 入札 (入札書及び第二次審査資料の提出)	ア 入札日時（入札書及び第二次審査資料の提出日時） 令和7年12月15日(月)14時30分 イ 入札場所（入札書及び第二次審査資料の提出場所） 防衛装備庁調達事業部需品調達官事務室（電子入札のみの場合） ただし、紙入札方式を併用する場合は、 <u>防衛装備庁第3入札室（D棟4階）</u> にて行う。	ア 入札日時（入札書及び第二次審査資料の提出日時） 令和7年12月24日(水)10時00分 イ 入札場所（入札書及び第二次審査資料の提出場所） 防衛装備庁調達事業部需品調達官事務室（電子入札のみの場合） ただし、紙入札方式を併用する場合は、 <u>入札については防衛装備庁第1入札室（D棟4階）、開札については防衛装備庁第3入札室（D棟4階）</u> にて行う。
5	公告	5	24	別紙 2 (3) ウ (イ) 紙入札の場合	[略] ・入札書は、封筒に入れ封印し、かつその表紙に「氏名（法人の場合はその名称又は商号）」及び「 <u>令和8年1月30日開札、民間船舶の運航・管理事業（貨物船等）の入札書在中</u> 」と記載し、提出するものとする。 [略]	[略] ・入札書は、封筒に入れ封印し、かつその表紙に「氏名（法人の場合はその名称又は商号）」及び「 <u>令和8年2月9日開札、民間船舶の運航・管理事業（貨物船等）の入札書在中</u> 」と記載し、提出するものとする。 [略]
6	入札説明書	3	2	3 (9) ウ 事業スケジュール	[略] 令和7年12月15日 入札（入札書及び第二次審査資料の提出） 令和8年1月30日 開札 （開札の結果、再度入札となった場合は以降の日程が変更になる場合がある。） 令和8年1月 落札者の決定 令和8年2月 落札者との基本協定の締結 [略]	[略] 令和7年12月24日 入札（入札書及び第二次審査資料の提出） 令和8年2月9日 開札 （開札の結果、再度入札となった場合は以降の日程が変更になる場合がある。） 令和8年2月 落札者の決定 落札者との基本協定の締結 [略]
7	資料-1 事業契約書（案）	2	18	第3条第4項（事業の趣旨の尊重及び遵守事項）	「事業者」は、「事業契約書」及び「入札説明書等」並びに「提案書類」に従い、 <u>善良なる管理者の注意義務をもって、「本事業」を実施しその他本契約上の義務を履行する。</u>	「事業者」は、「事業契約書」及び「入札説明書等」並びに「提案書類」に従い、 <u>善良なる管理者の注意義務をもって、「本事業」を実施しその他本契約上の義務を履行する。</u>

8	資料-1 事業契約書(案)	27	37	第74条第6項(出航までの船舶運航(通常時))	「輸送役務発注者」は、運航開始10日前を基準に、「事業者」に対して輸送する「部隊等」の内訳、 <u>車種諸元</u> 及びコンテナ数の通知を行う。「事業者」は、当該通知を受領・確認したうえで、必要に応じて「輸送役務発注者」と調整を行う。	「輸送役務発注者」は、運航開始10日前を基準に、「事業者」に対して輸送する「部隊等」の内訳、 <u>車種、諸元</u> 及びコンテナ数の通知を行う。「事業者」は、当該通知を受領・確認したうえで、必要に応じて「輸送役務発注者」と調整を行う。
9	資料-1 事業契約書(案)	28	27	第77条第1項(回航指示までの船舶運航(防衛出動等))	「発注者」は、「自衛隊法」第76条第1項の規定による防衛出動命令が発せられた場合若しくは事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合、又は同法第77条の4の規定により国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施するため自衛隊の部隊等を派遣する場合における自衛隊の行動のための輸送を行う必要が生じた場合には、速やかに当該輸送が「 <u>運航判断要件</u> 」を充足するかについて、「事業者」と協議を行うものとする。 [略]	「発注者」は、「自衛隊法」第76条第1項の規定による防衛出動命令が発せられた場合若しくは事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合、又は同法第77条の4の規定により国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施するため自衛隊の部隊等を派遣する場合における自衛隊の行動のための輸送を行う必要が生じた場合には、速やかに当該輸送が「 <u>運航判断要件</u> 」を充足するかについて、「事業者」と協議を行うものとする。 [略]
10	資料-1 事業契約書(案)	34	32	第89条第3項(本事業船舶の全損時の措置)	「事業者」は、前項の場合であって、当該「本事業船舶」の「全損」が「事業者」の責めに帰すべき事由により生じたものである場合には、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の <u>残存期間</u> の支払総額の10分の1に相当する金額の合計額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。	「事業者」は、前項の場合であって、当該「本事業船舶」の「全損」が「事業者」の責めに帰すべき事由により生じたものである場合には、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の <u>契約解除日の属する1年間</u> の支払総額の10分の1に相当する金額の合計額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。
11	資料-1 事業契約書(案)	39	14	第98条第2項(事業者の帰責事由による契約解除の効力)	「事業者」は、前項の場合において、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の <u>残存期間</u> の支払総額に相当する金額の10分の1に相当する金額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。	「事業者」は、前項の場合において、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の <u>契約解除日の属する1年間</u> の支払総額に相当する金額の10分の1に相当する金額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。
12	資料-1 事業契約書(案)	39	28	第99条第1項第一号(発注者の帰責事由による契約解除の効力)	「発注者」及び「事業者」は、当該「本事業船舶」の処分及び支払について、前条第1項第1号に定める内容と同じ措置を取ることとする。	「発注者」及び「事業者」は、当該「本事業船舶」の処分及び支払について、前条第1項第1号に定める内容と同じ措置を取ることとする。
13	資料-1 事業契約書(案)	40	11	第100条第1項第一号(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)	「発注者」及び「事業者」は、当該「本事業船舶」の処分及び支払について、第98条第1項第1号に定める内容と同じ措置を取ることとする。	「発注者」及び「事業者」は、当該「本事業船舶」の処分及び支払について、第98条第1項第1号に定める内容と同じ措置を取ることとする。
14	資料-1 事業契約書(案) 別紙2 用語の定義	6	22	別紙2 用語の定義	17 「許認可等」 第28条第1項に定める「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出をいう。	17 「協力企業」 「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「事業者」に出資することなく、「本事業」に関する「各業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う日本国法人をいう。 18 「許認可等」 第28条第1項に定める「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出をいう。 ※以降番号繰り下げ

15	資料-1 事業契約書(案) 別紙2 用語の定義	9	10	別紙2 用語の定義	50 「選定企業」「代表企業」及び「構成員」を個別に又は総称している。	51 「選定企業」「代表企業」、「構成員」及び「協力企業」を個別に又は総称している。																
16	資料-1 事業契約書(案) 別紙2 用語の定義	15	10	別紙2 用語の定義	122 「3号船舶」「事業者」が令和8年12月31日までに調達し、令和9年1月1日から運航を開始する予定の船舶(仕様等は「要求水準書」に定めるところによる。)をいう。	123 「臨時航行検査」「船舶安全法」第5条第1項第4号にいう臨時航行検査をいう。 124 「3号船舶」「事業者」が令和8年12月31日までに調達し、令和9年1月1日から運航を開始する予定の船舶(仕様等は「要求水準書」に定めるところによる。)をいう。 ※以降番号繰り下げ																
17	資料-2 業務要求水準書	15	7	第2 2.(3)ア船舶の保守点検・修善(オ)	事業者は、本事業船舶の日常的なメンテナンス状況を整理した整備作業実施報告、整備・点検報告、甲板部・機関部保守点検計画書等の書類(船体、機関、甲板機械等の状態を確認できる書類)を作成し、適切に保管すること。防衛省が当該書類の開示を求めた場合は、速やかに防衛省に提出すること。	事業者は、本事業船舶の日常的なメンテナンス状況を整理した整備作業実施報告、整備・点検報告、甲板部・機関部保守点検計画書等の書類(船体、機関、甲板機械等の状態を確認できる書類)を作成し、適切に保管すること。防衛省が当該書類の開示を求めた場合は、速やかに防衛省に提出すること。																
18	資料-4 サービス対価の算定及び支払方法	6	38	表2. 運航経費の内訳	<table border="1"> <thead> <tr> <th>運航経費の費目</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(6) リネンサービス費</td> <td>運航中のリネンサービスに係る費用</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	運航経費の費目	内訳	[略]	[略]	(6) リネンサービス費	運航中のリネンサービスに係る費用	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>運航経費の費目</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(6) リネンサービス費</td> <td>運航中のリネンサービスに係る費用</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	運航経費の費目	内訳	[略]	[略]	(6) リネンサービス費	運航中のリネンサービスに係る費用	[略]	[略]
運航経費の費目	内訳																					
[略]	[略]																					
(6) リネンサービス費	運航中のリネンサービスに係る費用																					
[略]	[略]																					
運航経費の費目	内訳																					
[略]	[略]																					
(6) リネンサービス費	運航中のリネンサービスに係る費用																					
[略]	[略]																					
19	資料-4 サービス対価の算定及び支払方法	9	21	第2 2.(2)支払スケジュール	防衛省は、下記3. で算定された各費用のサービス対価を、事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に支払う。 [略]	防衛省は、下記3. で算定された各費用のサービス対価を、事業者からの適法な請求を受理した後30日以内に支払う。 [略]																
20	資料-4 サービス対価の算定及び支払方法	13	3	第2 5. 支払額の減額等措置	防衛省は、事業期間にわたり、本事業の実施に関する各業務の業績等の監視を行い、業務要求水準書に定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等の措置の詳細については、「業績等の監視及び改善要求措置要領」によるものとする。	防衛省は、事業期間にわたり、本事業の実施に関する各業務の業績等の監視を行い、業務要求水準書に定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等措置の詳細については、「業績等の監視及び改善要求措置要領」によるものとする。																
21	資料-7 業績等の監視及び改善要求措置要領	5	12	第3 2.(2)減額等算定及び罰則点付与のための区分	重大な事象の発生による減額等及び重大な事象以外の事象の発生による罰則点の付与は、表1の減額等対象区分毎に行う。 減額等及び罰則点付与は、「業務不履行」が生じた日の属する支払期(以下「当期」という。)における、「業務不履行」が生じた本事業船舶に係る減額等対象区分の支払予定額に対して行う。	重大な事象の発生による減額等及び重大な事象以外の事象の発生による罰則点の付与は、表1の減額等対象区分毎に行う。 減額等及び罰則点付与は、「業務不履行」が生じた日の属する支払期(以下「当期」という。)における、「業務不履行」が生じた本事業船舶に係る減額等対象区分の支払予定額に対して行う。																

22	資料－7 業績等の 監視及び改善要求措 置要領	6	1	第3 2. (3)ア (ア) 本事業船舶の運航 不能	[略] ただし、法令上必要な検査や業務計画等に基づく保守点検等を適切に実施していたにもかかわらず、本事業船舶に不具合が生じた場合等、事業者が業務を適切に実施していた場合、又は、運航不能な場合であっても、防衛省の輸送所要がない期間や他の事業船舶を活用し、所要を満足した場合等であれば、重大な事象ではなく、重大な事象以外の事象として取り扱う。	[略] ただし、法令上必要な検査や業務計画等に基づく保守点検等を適切に実施していたにもかかわらず、本事業船舶に不具合が生じた場合等、「事業者」が業務を適切に実施していた場合、又は、運航不能な場合であっても、防衛省の輸送所要がない期間や他の船舶を活用し、所要を満足した場合等であれば、重大な事象ではなく、重大な事象以外の事象として取り扱う。
23	資料－7 業績等の 監視及び改善要求措 置要領	7	2	第3 2. (4)ア (ア) 本事業船舶の運航 不能状態（重大な事象を 除く場合）	法令上必要な検査や業務計画等に基づく保守点検等を適切に実施していたにもかかわらず、本事業船舶に不具合が生じた場合等、事業者が業務を適切に実施していた場合、又は、運航不能な事象であっても、防衛省の輸送所要がない期間や他の事業船舶を活用し、所要を満足した場合等	法令上必要な検査や業務計画等に基づく保守点検等を適切に実施していたにもかかわらず、本事業船舶に不具合が生じた場合等、「事業者」が業務を適切に実施していた場合、又は、運航不能な事象であっても、防衛省の輸送所要がない期間や他の船舶を活用し、所要を満足した場合等
24	(全体的に訂正)	-	-	-	(<u>半角数字</u>)	(<u>半角数字</u>) ※調達要求番号、数量及び年月日等について半角へ修正（修正箇所については、各資料をご確認ください。）
25	(全体的に訂正)	-	-	-	<u>事業者</u> <u>発注者</u>	<u>「事業者」</u> <u>「発注者」</u> ※複数箇所修正（修正箇所については、各資料をご確認ください。）